

## 質問に対する回答

質問項目	質問内容	回 答
実施要領2 (4)	委託期間は契約締結日の翌日から令和9年3月31日までとあるが、落札後にコンビニエンスストアやキャッシュレス決済事業者等から取扱手数料の値上げ要請があり、その要請を受けざるを得ない場合に、取扱い手数料の金額変更について野辺地町様及び選定委員会様と弊社との間での協議は可能でしょうか。	業務委託契約期間は令和9年3月31日までとなります。契約期間中であっても、全国的に1件当たりの取扱手数料の見直しが行われ、税公金の収納代行業務委託を実施している多くの自治体が、契約更改し、町の契約金額が、著しく相場とかけ離れた金額となるような場合は、協議検討します。
実施要領5 (1) -カ	業務連携届出書の提出について記載がありますが、L G W A N 伝送にあたり協力企業が必要である場合、届け出が必要という認識ですがよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
仕様書4 (2) -ア	「納付者が持参した納付書等に付されたバーコードの情報をバーコードスキャナで読み取った上で、その情報に基づき現金を領収する。」とありますが、コンビニ独自のカードにて電子マネーによる支払いが可能となっております。ご了承いただけますでしょうか。(尚、弊社には現金で届きますため、野辺地町様へも現金を払込みます。また、コンビニ側の仕様であるため、代行業者によって異なるものではございません。)	差し支えありません。
仕様書4 (2) -エ	収納できない納付書等の対応は、納付書発行元に連絡するようご案内することとなっております。他自治体様同様の対応とさせていただくこととなりますが、よろしいでしょうか。 なお、コンビニ側のルールであるため収納代行業務委託業者によって異なるものではございません。	差し支えありません。

質問項目	質問内容	回答
仕様書 6 (2)	<p>確報取り消しデータは原則として作成されませんが、よろしいでしょうか。</p>	<p>仕様書 6 (2) を次のように改めます。 (2) 確報データを作成し収納代行事業者に送付する。</p>
仕様書 8 (2)	<p>コンビニエンスストア各社からのスケジュール送付が前月 20 日までには送付されないため、20 日の時点では、確定した情報を作成することができません。20 日までに提出する場合は、暫定版となりますがよろしいでしょうか。また、スケジュール表は紙による提出ではなく照会画面を参照いただくことでよろしいでしょうか。</p>	<p>差し支えありません。</p>
仕様書 9 (1)	<p>仕様書に Windows のバージョンについて記載がございました。Windows の OS のバージョンを含め端末のスペックについては、弊社が指定する条件に従っていただくものとしませんが、ご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>仕様書 9 (1) 中「Windows に対応したものとする。」の次に「なお、町の Windows の仕様は、エディッションが Windows 10 Pro、バージョンが 1903 です。これに対応できるようにしてください。また、今後、当該仕様の変更があった場合は適宜対応してください。」を加えます。</p>
仕様書 11	<p>弊社の帰責事由によりデータ送付不可能となった場合においては、磁気媒体等により収納データを提供いたしますがよろしいでしょうか。</p>	<p>町の電子情報処理機器等の不具合による場合でも、速報データ、確報データ又は速報取消しデータを送付できなくなったときは、その送付できなくなったデータをあらかじめ指定されたフォーマットで磁気媒体等により町に提供してください。</p> <p>なお、磁気媒体によるデータ提供ができない場合は、電子メールによるデータ提供で対応してください。</p> <p>ただし、町にてデータの受信ができない状況が長期化する際などは、対応について別途相談させていただきます。</p>

質問項目	質問内容	回答
仕様書13 (1) -ア	<p>現状、コンビニ本部では1ヶ月程度の保存期間となっているチェーンもございます。収納代行業者並びにコンビニ本部ともに、他自治体様の取扱と同様の保存期間とさせていただくこととなりますが、よろしいでしょうか。なお、コンビニ側のルールであるため収納代行業務委託業者によって異なるものではございません。</p> <p>同ウについては、領収済通知書はコンビニ本部にて5年以上保管、原符は店舗にて3か月以上保管とさせていただいております。他自治体様の取扱いと同様の保存期間とさせていただくこととなりますが、よろしいでしょうか。なお、コンビニ側のルールであるため収納代行業務委託業者によって異なるものではございません。</p>	差し支えありません。
仕様書1 (13) -イ	速報取り消しおよび確報データも送付いたしますがよろしいでしょうか。なお、コンビニ側のルールであるため収納代行業務委託業者によって異なるものではございません。	仕様書1 (13) イ中「収納金の速報データ」を「収納金の速報データ、速報取消しデータ及び確報データ」に改めます。
仕様書1 (13) -エ	収納代行事業者は野辺地町様へ、速報及び速報取り消しデータも送付いたしますがよろしいでしょうか。	仕様書1 (13) エ中「収納金の確報データ」を「収納金の速報データ、速報取消しデータ及び確報データ」に改めます。
仕様書14	個人情報の定義がございませんが、コンビニ収納代行において対象となる個人情報とは自治体様の納付書およびその納付書をもとに作成される一切の文書となります。野辺地町様においても同様とさせていただきますがよろしいでしょうか。	差し支えありません。

質問項目	質問内容	回答
仕様書17	<p>弊社が資本関係のない他社の保証業務を実施していないため、野辺地町様－弊社－各コンビニもしくは電子マネー事業者の基本契約を締結し、野辺地町様又は納付者等に損害が生じた時は、それぞれの帰責事由に応じて、各コンビニ・電子マネー事業者もしくは弊社がその損害賠償責任を負う形を採らせていただいております。上記の形態で対応させていただくことでよろしいでしょうか。</p>	<p>仕様書17中「収納代行事業者がその損害賠償責任を負うものとする。」を「収納代行事業者又はコンビニ各本部及びスマートフォン決済提供会社はその損害賠償責任を負うものとする。ただし、コンビニ各本部、スマートフォン決済提供会社又は収納代行事業者の責めに帰することのできない事由による場合は、この限りではない。」に改めます。</p>